

(法第10条第1項第1号関係記載例)

特定非営利活動法人 スタンドバイユー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 スタンドバイユーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市安江町18番10号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、広く市民に対して、五感を使った最新のコミュニケーション法のNLPの基礎講座を提供することによって、コミュニケーション能力の向上、地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。また、NLP基礎講座の教室とアートスペースを共有することで、現代アートへの市民の関心を促し、若手作家の支援も同時に目指す。

これらの社会教育の推進、および学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動により、地域社会の発展に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術または、スポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) NLP基礎講座の開催・運営
- (2) NLPメンタルヘルス出前講座の実施
- (3) 立体アートとNLPとのコラボレーションの研究
- (4) 上記事業に関するイベント等

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の事業に賛同して入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。